

※「中間試案のたたき台」から

【1】公序良俗（民法第90条関係）

(1) 公序良俗に反する法律行為の効力

民法第90条の「事項を目的とする」を削り，公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は，無効とするものとする。

(2) 暴利行為

相手方の困窮，経験の不足，知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して，著しく過大な利益を獲得し，又は相手方に著しく過大な義務を負担させる法律行為は，無効とするものとする。

(注) 相手方の窮迫，軽率又は無経験に乗じて著しく過大な利益を獲得する法律行為は，無効とする旨の規定を設ける別案がある。また，規定を設けるべきではないという考え方もある。

[参照条文]

(公序良俗)

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は，無効とする。

【2】錯誤（民法第95条関係）

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示に錯誤があった場合において，表意者がその真意と異なることを知っていたとすれば表意者はその意思表示をせず，かつ，通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは，表意者は，その意思表示を取り消すことができるものとする。

(2) 目的物の性質，状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があった場合において，次のいずれかに該当するときは，上記(1)の錯誤があった場合と同様に扱うものとする。

ア 表意者の錯誤が法律行為の内容になっているとき

イ 表意者の誤った認識が，相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき

(3) (1)の意思表示をしたことについて表意者に重大な過失があった場合には，次のいずれかに該当するときは，上記(1)による意思表示の取消しをすることができないものとする。

ア 相手方が，意思表示が表意者の真意と異なること又は目的物の性質，状態その他の事項についての誤った認識に基づいて意思表示をしたことを知り，又は知らなかったことについて重大な過失があるとき

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき

(4) 上記(1)による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

(注) 上記(2)イのような規定（不実表示）を設けるべきでないという考え方がある。

[参照条文]

（錯誤）

第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

【3】保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

次に掲げる保証契約は、保証人が[いわゆる経営者]であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 貸金等根保証契約

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

（略）

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

（略）

(4) その他の方策

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の性質、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の[過大な部分の]履行を請求することができないものとする。

【4】約款・不当条項規制

第9 約款

1 約款の定義

約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的とするものをいうものとする。

2 約款の組入要件の内容

契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意した場合において、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）が相手方に対し、契約締結時まで、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会を与えたときは、約款は、その契約の内容となるものとする。

（注）約款使用者が相手方に対して、契約締結時まで約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めるべきとする考え方がある。

3 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記2によっては契約の内容とはならないものとする。

4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討するものとする。

(1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。

ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。

イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。

ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当なものであること。

エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。

(2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

第10 不当条項規制

前記第9、2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、契約内容の全体を考慮して、約款使用者の相手方の権利を不当に制限し、又は相手方の義務を不当に加重するものであるときは、無効とする。

（注）本文のような規律を設けるべきでないという考え方がある。

※ 参考

【部会資料49（消費者に関する規定）】 部会第61回会議（24/11/6）で審議

- (1) 消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）を始め、情報、交渉力等の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、その格差の存在に留意してこの法律（民法）を解釈しなければならない旨の規定を設けるという考え方があり得るがどのように考えるか。
- (2) 個別の検討項目において消費者契約に関する特則を設ける必要があるとされた場合には、その特則を民法に置くという考え方があり得るが、どのように考えるか。